

様式第30 (第9条第2号関係)

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告			
サービスの種類		年 月 月末現在	
		事業者名 法人番号	
態様	区分		合計
	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用いるもの	
回線数			
参考事項			

注1 サービスの種類の欄は、「光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するF T T Hアクセスサービス」か「他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するF T T Hアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。注4において同じ。）には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する回線数を自らの回線数に含めないこと。

5 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

6 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供しているときは、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。